

## 令和 5 年度高等学校入学者選抜における 調査書作成業務の検証及び調査書「課程」欄の誤記載について

堺市教育委員会事務局では、大阪府公立高等学校入学者選抜調査書（以下「調査書」）で誤記載が複数発生した事案について、原因究明、再発防止策、組織運営等の検証を行うため、「堺市調査書誤記載検証委員会」及び、再発防止策の具体化や進捗管理を行う「調査書誤記載対策チーム」を設置し、両組織で検討された再発防止策の実施結果を本年 4 月に検証報告書としてとりまとめました。

検証された再発防止策を踏まえ、令和 5 年度入学者選抜の調査書の作成に取り組んできましたが、堺市立中学校 1 校において、調査書の項目である志望校の「課程」欄について、生徒計 6 名の調査書に誤記載があったことが判明しました。判明後、当該調査書の差し替えを学力検査前に行い、学力検査や合否への影響はありませんでした。

再発防止に取り組んできたにも関わらず、再び誤記載を発生させてしまったことを生徒、保護者、関係の皆様にご心より深くお詫び申し上げます。堺市教育委員会事務局では今回の事態を非常に重く受け止めています。原因の究明及び再発防止策の検討を継続し、調査書誤記載を二度と発生させないため組織全体で再発防止に取り組みます。

### 1 「令和 5 年度高等学校入学者選抜調査書作成業務に係る検証報告書」

#### <主な内容>

- 令和 5 年度高等学校入学者選抜にかかるスケジュール等
- 再発防止策の取組と評価
- 令和 5 年度高等学校入学者選抜に関する事務の総括
- 令和 6 年度高等学校入学者選抜に向けて

#### <調査書誤記載対策チームの構成>

活動期間：令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで（設置日：令和 4 年 5 月 31 日）

構 成：教育委員会事務局（教育次長、総務部・学校教育部職員）7 人

市長事務局（行政部職員）2 人

### 2 令和 5 年度入学者選抜調査書における誤記載

#### <事案の内容>

- 一般入学者選抜に際して、志望校に提出した調査書の「課程」欄に「定時制の課程」と記載すべきところ「全日制の課程」と誤記載がありました（中学校 1 校 6 名分）。出願先の高等学校（2 校）の調査書を学力検査前に差し替え、学力検査や合否への影響はありませんでした。

### <事案の経緯>

- 令和5年3月7日（火）、出願先の高等学校から当該中学校へ4名の調査書の「課程」欄に誤りがあるとの問い合わせがあり、教員が調査書の記載内容を確認したところ、誤りがあることが判明しました。ただちに、全生徒の調査書を確認した結果、他1校の2名の調査書においても「課程」欄に誤りがありました。
- 同日、当該中学校から教育委員会事務局に、調査書に誤りがあったとの報告があり、教育委員会事務局から大阪府教育委員会事務局に誤記載発生の報告を行いました。誤記載のあった6名の調査書については、当該中学校において修正した後、調査書の差し替えを行いました。
- 3月17日（金）～3月29日（水）、堺市内全中学校が、高等学校に提出した調査書及び個人報告書の点検を行い、誤記載がないことを確認しました。
- 4月1日（土）～4月14日（金）、大阪府公立高等学校で志願者に案内される入学者選抜の成績に関する口頭開示の期間が終了するまで、過去と同様の誤記載の報告が他にないか注視していましたが、他の誤記載の発生報告はありませんでした。

### <原因>

- 担当教員が調査書を作成した際、生徒の進路が未確定だったため「課程」欄についてシステム上やむをえず仮入力していたが、進路確定後に変更しなければならないことを失念し、そのまま調査書が提出されました。
- 当該校は、合否に影響する「評定」や「活動／行動の記録」の点検を重視したため、「課程」欄の確認作業を行わないなど、「調査書作成の手引」に則った作業が行われませんでした。

### <再発防止策>

- 今回の事案を受け、当該事務の精度を高め、より実効性があるものとするために、「調査書作成の手引」を見直し、手引の遵守はもとより、誤記載の過去事例を強調することや、調査書に記載する全項目の点検方法をより明確に示す等を行います。
- 研修等を通じ、調査書が生徒の将来を決定する重要な書類であり、作成を特定の教員に委ねず、組織全体で取り組む必要があることを全校長、進路指導主事をはじめ、全教員に周知、徹底します。

問 い 合 わ せ 先	（「令和5年度高等学校入学者選抜調査書作成業務に係る検証報告書」について） 担 当 課：教育委員会事務局 総務部 総務課 電 話：072-228-7435 ファックス：072-228-7890
	（「令和5年度入学者選抜調査書における誤記載」について） 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 電 話：072-340-2300 ファックス：072-228-7421

**令和 5 年度高等学校入学者  
選抜調査書作成業務に係る  
検 証 報 告 書**

**令和 5 年 4 月  
調査書誤記載対策チーム**

# － 目次 －

## はじめに

### 1 令和 5 年度高等学校入学者選抜にかかるスケジュール等

### 2 再発防止策の取組と評価

- ①堺市調査書作成・点検マニュアル（市マニュアル）の改訂
  - ②学校点検日の設定
  - ③教育委員会事務局職員による現地点検
  - ④生徒や保護者への事前開示
  - ⑤関係教職員への研修
- （別記）令和 5 年入学者選抜における誤記載の概要

### 3 令和 5 年度高等学校入学者選抜に関する事務の総括

- ①再発防止策の実践に関する総合的所見
- ②教職員の調査書作成に対する意識変革

### 4 令和 6 年度高等学校入学者選抜に向けて

- ①市マニュアルの再改訂
- ②調査書作成のためのシステム導入
- ③実効性のある再発防止策の継続
- ④調査書作成事務の重要性を持続させるための仕組みの構築

## はじめに

令和4年4月、令和4年度公立高等学校入学者選抜において、2名の卒業生の合否結果が過誤となり、関係する生徒や保護者の生活に重大な影響をもたらした。その後の調査において、平成29年度入学者選抜から令和4年度同選抜にかけて6年間連続で、市立中学校計27校が作成した調査書の「評定」や「活動／行動の記録」等に誤記載があり、その影響は291名に及ぶ事態を招いた。

このことを受け、調査書誤記載事案の原因究明と再発防止等の検証を行うこととし、教育委員会事務局に外部有識者からなる「堺市調査書誤記載検証委員会」を設置した。また、検証委員会の検証結果もふまえ、市長事務局との連携を図り、再発防止策を推進するため、「調査書誤記載対策チーム」を設置し、令和5年度高等学校入学者選抜事務における改善に向けて具体的に取り組んできた。

しかし令和5年度の入学者選抜においても、中学校1校において調査書の誤記載が判明した。調査書の「課程」欄の誤記載であり、合否に影響はないものの、これまでの事案と同様に校内の組織体制に問題があったものである。調査書誤記載対策チームでは、本報告書において、未だに誤記載が発生する事態を重く受け止め、令和4年度の再発防止策を振り返り、今後取り組むべき方針を取りまとめる。

## 1 令和5年度高等学校入学者選抜にかかるスケジュール等

令和5年度高等学校入学者選抜にかかる主なスケジュールや実施内容は以下のとおりである。

年月	私立高等学校	公立高等学校 (特別選抜)	公立高等学校 (一般選抜)
令和4年 11月	【教委】調査書作成に関する全中学校への指示 ・これまでの市マニュアルを全面改訂し全中学校へ配付 ・作成、点検体制の確保、事前開示、全市一斉点検日等の取組周知など		
令和4年 12月	【学校】12月～1月 個人報告書の作成 【教委】13日～1月23日 実地点検①	【学校】12月～1月 調査書の作成	
令和5年 1月	【学校】16日～24日 保護者等事前開示	【教委】19日～2月8日 実地点検② 【学校】20日～2月8日 保護者等事前開示	
2月	【高校】上旬 入学試験・合格発表	【学校】10日 全市一斉点検 【教委】13日 実地点検③ 【高校】20日～21日 学力検査・実技検査	【学校】 調査書の作成 【教委】13日～22日 実地点検④ 【学校】16日～28日 保護者等事前開示
令和5年 3月	【高校】下旬 二次募集（一部学校）	【高校】1日 合格発表	【学校】1日 全市一斉点検 【教委】2日 実地点検⑤  【高校】10日 一次選抜・学力検査

			【高校】20日 同・合格発表 【高校】23日 二次選抜 【高校】27日 同・合格発表
--	--	--	---

## 2 再発防止策の取組と評価

堺市調査書誤記載検証委員会で取りまとめた主な再発防止策に対する意見や方向性、それらをふまえて取り組んだ内容に加え、実際に取り組んだ再発防止策（5項目）に対する評価を取りまとめた。

あわせて、発生した誤記載の概要を別記として示す。

### ①堺市調査書作成・点検マニュアル（市マニュアル）の改訂

検証委員会の意見・方向性	取り組んだ内容
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市マニュアルが分かりにくいと思っている教員が相当多くおり、調査書作成の作業工程の理解度の低さに繋がっていると考えられる。このことにより、調査書作成担当者を含めて組織体制の構成員の市マニュアルの理解不足のほか、市マニュアルを遵守しないリスクが生じていると考えられる。</li> <li>市マニュアルにおいては、文章量やチェック項目が多いものの、組織体制の構成員の役割の具体的な時期・内容や、学級担任を含めた他の教員の役割や調査書作成の作業工程（点検者含む）の表現が曖昧である。</li> </ul> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市マニュアルを全面改訂する。</li> <li>校長等の各教員の役割を明確かつ厳格に示す。</li> <li>市マニュアルを現場教員の意見を聞いて改訂する。</li> <li>業務の認識を高める工夫や、重点項目・遵守事項を明示する。</li> <li>本検証内容を原則的に市マニュアルに落とし込む。</li> <li>活動等の記録の記載にあたっては、作成過程における遵守事項を明示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市マニュアルの全面改訂を行った。</li> <li>改訂にあたっては、学校現場の教員の意見も取り入れ、より実態に即した内容となるようにした。</li> </ul> <p>≪市マニュアルの主な改訂内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ページ数の削減（3割減）</li> <li>当該事務の校長、教頭のほか、業務に関わる教員の役割を明文化</li> <li>実施手順に沿ったページ構成（重複内容を避け、作業進行とページ進行を連携）</li> <li>2人1組で異なる組で2回点検する等、点検方法を具体的に明示したほか、調査書作成に至るスケジュールや、作業時のパソコン上の画面を図示するなど、重要なポイントの統一化をはかり、経験の少ない作業者に即した内容を記載</li> <li>過去発生した誤記載項目を図示</li> <li>調査書記載内容に必要な主な根拠資料を明示</li> <li>点検チェックシートの工夫改善（別途定めたチェックシートへの記入を廃止し、マニュアル自体に直接チェック欄を設けて確認を実施）</li> </ul>

#### 【振り返り】

- 市マニュアル（改訂版）を学校に提示した後も実際の作業に即した対応ができるよう、必要に応じて追補版を提示した。マニュアルの改訂以後も実際の作業により近い作業手順を学校現場に示し、精度を高める努力を行った。
- 従来、マニュアルの内容に変更がある場合、10月頃に学校に変更箇所を示していたが、今回の提示が

11月となり、早い時期での提示をするよう学校から要望があった。

- 市マニュアル（改訂版）は、府ソフトを活用する公立高等学校の調査書作成を念頭に入れた内容とした（子どもサポートシステム（以下「子サポ」）から府ソフトへの移行時が評定誤りの危険性が高いため）。
- 校長や教頭のほか、調査書作成業務に従事する教員は、市マニュアル（改訂版）を読み込んだうえで業務に従事すべきルールであったが、1校で誤記載が発生した。
- 市マニュアル（改訂版）には、将来を見通し、1、2年生の担当教員に対しても公立高等学校（一般選抜）の全市一斉点検日に点検することを明記していたが、複数回経験している3年生の担当教員に比べると作業スピードに時間を要した。

【参考】市マニュアル（改訂版）P6

\*「3年に1度」の経験ではなく、全ての教員が毎年従事、経験することにより、誤記載防止の仕組みを構築することを目的としています。

- 調査書作成に必要な根拠資料について教員の捉え方が均一ではないため、具体例を明示する必要がある（実際の根拠資料：指導要録様式1・2、通知表1・2年生分、賞状コピー、キャプテン・副キャプテン一覧、学校・行事だより、行事のしおり、プログラムなど）。
- 評定の誤記載による甚大な被害を防止するため、府ソフトで使用する個人番号に、子サポで自動付与される個人番号を使うよう統一したが、「やりづらい」との声があった（子サポ番号はクラス・番号順ではないことから、府ソフトで作成後の印刷がクラス順とならず、印刷物の並べ替えが必要であるため）。
- 誤記載発生の背景には、1人の教員に依拠する組織文化があり、この組織文化を変えていく必要がある。全教員がそれぞれの役割を果たすことができるよう、調査書作成の重要性と細かな記載かつ要点の工夫がより必要である。

## ②学校点検日の設定

検証委員会の意見・方向性	取り組んだ内容
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員のチェック体制やチェックそのものが形骸化していた。</li> </ul> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校の調査書作成組織が集中して業務に専念できる全市的な「時間」を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願前に全校統一した一斉点検日を設定し、集中して調査書内容を点検する機会を公立高等学校入学選抜（特別選抜・一般選抜）の出願前に2回設けた。</li> </ul> <p>≪全市一斉点検日≫</p> <p>令和5年2月10日（特別選抜）</p> <p>令和5年3月1日（一般選抜）</p>

### 【振り返り】

- 進路指導主事や3年生担当教員といった一部の教員だけの業務ではなく、学校全体で取組を行ったことで、点検の重要性についての意識醸成や、次年度以降に担う教員の予習にもなり、効果があった。
- 全市一斉点検日は部活動も実施しておらず、点検に集中できた。
- 公立高等学校（特別選抜）の点検日は、宿泊学習に重なる時期であり、全市一斉点検日とは異なる日程で点検を行う必要がある学校がある。
- 学校では、全項目点検ということを理解し、「課程」欄の項目などマニュアルに明示されていない根拠資料も独自に用意して点検を行った。
- 学校で点検の重要性の意識が醸成されず、なお誤記載が発生した学校があった。

### ③教育委員会事務局職員による実地点検

検証委員会の意見・方向性	取り組んだ内容
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記載発生校が実施するとした再発防止策の実施確認を行っておらず、事後の対応を学校に委ねており、指導ができていない。</li> <li>・同質性の高い組織から、多様な視点をもった組織に転換させるため、ライン組織だけではなく、事務局内の他の組織（総務部や教職員人事部）と共有する。</li> </ul> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記載発生校の再発防止策の実施状況の確認や、学校の点検作業を確認するなど市マニュアルが機能しているかの確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局職員総出で5回の実地点検を実施した。</li> </ul> <p>1回目 私立・出願前 2回目 公立（特別選抜）・事前開示前 3回目 公立（特別選抜）・出願前 4回目 公立（一般選抜）・事前開示前 5回目 公立（一般選抜）・出願前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書作成の根拠として主な資料を示していたが、実地点検により様々な資料を確認した。</li> <li>・「課程」欄の点検については、根拠資料の提示を求めず、内容の確認を学校に対して行った。</li> </ul>

#### 【振り返り】

●実地点検<sup>※1</sup>の状況は以下のとおりである。

項目	私立高等学校 学校 (1回目)	公立高等学校				出願後
		特別選抜 (2回目)	特別選抜 (3回目)	一般選抜 (4回目)	一般選抜 (5回目)	
実施日（期間）	1月11日 ～ 1月23日 (開示・出願前)	1月19日 ～ 2月8日 (開示前)	2月13日  (出願前)	2月13日 ～ 2月22日 (開示前)	3月2日  (出願前)	—
訪問校数（累計）	51	46	44	44	44	—
延べ動員数	183	94	89	221	199	—
実地点検結果（単位：人）						
課程名	0	0	0	0	0	6 <sup>※3</sup>
ふりがな	0	0	0	0	0	0
名前	0	0	0	0	0	0
性別	0	0	0	0	0	0
生年月日	0	1	0	2	0	0
評定	0	0	0	0	0	0
活動／行動の記録	62 <sup>※2</sup>	0	0	11 <sup>※2</sup>	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計人数	62	1	0	13	0	6 <sup>※3</sup>
誤りのあった学校数	19	1	0	10	0	1 <sup>※3</sup>
対象生徒数 (中学3年生)	6,793					

※1 大阪私立高等学校（一次募集）、大阪府公立高等学校（特別選抜及び一般選抜）を対象。

※2 誤りではないが表示の統一など、修正を指示した内容は軽重あり（例：大会名の略称を修正）。



※3 実地点検では「課程」欄について根拠資料での確認を行っていなかったため、見つけることが出来なかった。その後、高等学校に調査書を送付した後、高等学校から「課程」欄の誤記載がある旨の連絡を受け、改めて確認した結果、1校6人分で「課程」欄の誤記載が判明した。

- 可否に影響する「評定」については、5回の実地点検を通して誤りがなかった。
- 実地点検の実施により記入誤りの実態を確認することができた。
- 記入誤りの多くは、1回目の「活動/行動の記録」であり、生徒・保護者への開示前で高等学校への出願前に対処。内容は次のとおり。
  - ・実地点検の担当職員の認識によって、指摘する内容やレベル感に違いがあった（例：漢字表記、言葉遣い、表記の統一性など）。
  - ・大会名や出場種目、資格級の誤りがあった。
  - ・学校ごとで根拠資料が様々であるため、実地点検により改めて同資料を確認・整理することができ、新たにマニュアルに明示することができる（実際の根拠資料：指導要録様式1・2、通知表1・2年生分、賞状コピー、キャプテン・副キャプテン一覧、学校・行事だより、行事のしおり、プログラムなど）。
- 実地点検の実施にあたり、記入内容に疑義がある場合、学校の教員同士で記載内容の取扱いをどうするかといった議論が行われるケースもあり、組織全体で取り組む雰囲気を感じ取ることができた。
- 学校間でも根拠資料をどうするかなど独自に情報交換しているケースがあった。
- 教育委員会事務局職員、特に指導主事が実地点検を実施したことで、進路指導に対する学校の状況を把握することができ、組織全体の機運醸成の機会となった。
- 調査書の作成は学校が行うことであり、実地点検により責任の所在が曖昧にならないか懸念がある。
- 実地点検日には、指導主事を中心として多くの職員が職場を離れたため、通常の学校支援、学校対応が困難となった。緊急時の対応が課題である。
- 公立高等学校の全日制、定時制等、課程の選択に関する根拠資料の提示を求めておらず、内容の確認を学校に対して行ったが、1校が確認せず誤記載となった。根拠資料の明示が必要である。

#### ④ 生徒や保護者への事前開示

検証委員会の意見・方向性	取り組んだ内容
<p><b>【意見】</b></p> <p>・特別入学者選抜と一般入学者選抜において、調査書を生徒や保護者に事前に見せることは効果的である。情報公開を進めていこうという時代の流れからも当然でもある。また、保護者にとっても子どもに対する客観的な評価について話をする機会としても意味がある。</p> <p><b>【方向性】</b></p> <p>・公立高等学校への出願前に、懇談時等を活用して、作成した調査書を生徒・保護者に開示する。</p>	<p>・出願前の生徒・保護者面談時に開示した。</p> <p>≪1回目≫ 私立高等学校</p> <p>≪2回目≫ 公立高等学校（特別選抜）</p> <p>≪3回目≫ 公立高等学校（一般選抜）</p>

#### 【振り返り】

- 事前開示した際、保護者から記載事項を追加するよう要望を受けた。学校としては、記載の必要がないと考えていた事項であった（確認できた件数：1件）。

- 事前開示した後、保護者から大阪府教育庁に対して、調査書の記載内容が少ないという意見があった（確認できた件数：1件）。
- 事前開示では、保護者や生徒に調査書の点検に協力してもらう意図があるという目的を認識し、全ての項目について丁寧に伝えることが必要である。

### ⑤ 関係教員への研修

検証委員会の意見・方向性	取り組んだ内容
<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書作成という重要な業務において、重要度の認識を組織で共有できていないことは問題であり、本事案に限らず、学校が自ら組織力、マネジメント力を高めていく必要がある。</li> </ul> <p><b>【方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悉皆の全体研修を毎年必ず実施し、ルールが「常識化」することの徹底や、校内での伝達研修の必須化、役割に応じた実務研修を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長や進路指導主事のほか、新たに教頭や教務主任に対する研修を実施した。</li> </ul> <p>≪教頭研修≫</p> <p>時期：令和4年10月25日（火）</p> <p>内容：全ての生徒の進路を支援していくために</p> <p>≪教務主任研修≫</p> <p>時期：令和4年12月1日（木）</p> <p>内容：「調査書作成の手引」について</p>

#### 【振り返り】

- これまでは、進路指導主事向けの研修だけであったが、教頭や教務主任向けの研修を行うことで、学校全体で調査書作成に取り組む必要があることを伝えることができ、機運醸成に繋がった。
- 進路指導には学年主任の関わりも大きく、次年度の研修は学年主任を含めて実施する。
- 全校で誤記載防止の意識を高めるために、効果的な研修を実施する必要がある。

### （別記）令和5年度入学者選抜における誤記載の概要

- 1校において、6人分の「課程」欄を誤って記載し、高等学校に送付した。高等学校からの連絡を受け誤記載が判明した。

時期	学校の対応
2月上旬 ～中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員が全生徒の調査書の「課程」欄を仮入力して調査書を作成 →この後、同教員は同欄の点検を指示していない。</li> <li>・3年生担当教員で調査書（同欄を除く）を点検 →懇談会前であることから同欄を点検していない。</li> </ul>
2月中旬 ～下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局による実地点検</li> <li>・学級担任が懇談会により志願先を確認、作成した調査書を事前開示 →志願先を確認後に同欄の修正が必要と意見した教員はいない。</li> </ul>
3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市一斉点検日に学校全体で調査書を点検 →2年生担当教員が中心。同欄の確認書類がないことに疑問を感じた教員がいたが、意見していない。</li> <li>・教育委員会事務局による実地点検 →同欄が全て同じ課程名となっていたため、学校に「全日制だけか」と口頭で確認した。</li> <li>・学校が高等学校提出用の封筒に、学校で作成した志願者一覧表をもとに調査書を封入 →従事した複数の教員は同一覧表と調査書にある同欄を確認せず封入作業を行った。</li> </ul>

## 【誤記載要因】

- 市マニュアル（改訂版）で、校長は点検の実施状況を目視確認することとしていたが、履行していない。
- 新たに点検確認票を配付し点検時の活用を指示していたが、「課程」欄が未実施（☐となっていない）に対して気付く教員がいなかった。
- 調査書を作成した教員が、同欄の修正が必要であることの認識がなかった。
- 3年生担当教員が最後に調査書の封入作業を行ったが、志願先の「課程」欄を確認していなかった。
- 教育委員会事務局は、実地点検の時期に学校が根拠資料（志願者一覧表や個々の志願書等）を用意できないと考え、根拠資料を求めず、学校への口頭確認で完結していた。

## 3 令和5年度高等学校入学者選抜に関する事務の総括

### ①再発防止策の実践に関する総合的所見

- 「堺市調査書誤記載検証報告書」で取りまとめた再発防止策は、概ね実践できた。
- 同報告書（P19～21）において、対策を講じることとした項目に対する実施状況は以下のとおりである。

	学校の課題 として取り組む項目	教育委員会の課題 として取り組む項目
掲載項目数（A）	8	9
令和4年度対応数（B）	7	7
（A）－（B）	1	2

※（A）－（B）の内訳は、「組織目標や人事評価の設定」「誤記載があった場合の公表」に関するもの。

- 全市一斉点検や教育委員会事務局職員による実地点検によって誤記載の解消に努めた。過去6年間発生していた「評定」の誤記載は学校内の点検により防止、昨年度多く発生した「活動／行動の記録」の誤記載も防止できた。しかし、なお1校において「課程」欄の誤記載が発生した。
- 実地点検1回目では、項目が多岐にわたることや記載の統一が不十分だった時期であり、「活動／行動の記録」で修正が必要な記載が多く判明した。
- 教育委員会事務局職員による実地点検には、相当数の職員が一斉対応する必要があり、通常の学校支援、学校対応が停止した。また、公立高等学校（特別選抜）の全市一斉点検日は、宿泊学習等の行事との調整等、持続可能な仕組みとしての対策を検討する必要がある。
- マニュアルの改訂や教育委員会事務局職員の実地点検の機会を通じて、教員の意識醸成を概ね図ることができた。特に学校全体で点検を行う全市一斉点検日の取組は効果があると考えられる。
- 教育委員会事務局の指導主事に関しては、担当者以外では当該事務にかかわることがないため、今回の機会を捉え、調査書作成にかかる事務に従事したことで将来的に学校赴任した際の意識づけとして良い機会となった。
- 様々な調査書誤記載対策を講じても誤記載が発生した。今後は、ヒューマンエラーを防止するシステム、リスク発生に応じたマニュアル改訂、教員個々の認識の醸成と組織対応が必要となると考えられる。

### ②教員の調査書作成に対する意識変革

- 多くの学校においては、進路指導主事や3年の担当教員だけの業務ではなく、校長や教頭をはじめとした学校全体で取り組むものだという認識が高まった。

- 未だ十分とは言えず、当該業務の重要性の認識を持続させなければならない。

## 4 令和 6 年度高等学校入学者選抜に向けて

高等学校入学者選抜にかかる事務は毎年度実施されるものである。今般の事象を忘れることなく、継続的に事務の精度を維持しつつ、より、効率的・効果的なものとなるよう改善を加える必要がある。また、令和 5 年度高等学校入学者選抜にかかる再発防止策は短期的なものであり、中期的展望に立った対応にも取り組む必要がある。

### ①市マニュアルの再改訂

- 追補版を市マニュアルに反映する。
- 私立高等学校や国立高等学校等も含めた調査書や個人報告書の点検にかかる対応を追記する。
- 調査書等の記載事項の詳細や根拠資料の具体例を掲載するなど、教育委員会事務局の実地点検等の令和 5 年度高等学校入学者選抜にかかる事務を通じて判明した内容を市マニュアルに反映する。

### ②調査書作成のためのシステム導入

- 調査書作成にあたり、子サポから府ソフトへの作業工程で誤作業が発生する可能性があるため、システム導入の検討を進める。
- 令和 6 年度当初予算での計上を目標に、システム概要の精査と概算見積の徴取ができるようにする。

### ③実効性のある再発防止策の継続

- 全市一斉点検日の設定や教育委員会事務局職員による実地点検など、令和 5 年度高等学校入学者選抜にかかる事務を通じて課題のあった事項に対して、誤記載を招かないための実効性を担保したうえで、持続可能な再発防止策を検討する。
- 誤記載発生校の再発防止策の実施状況について確認を行う。
- 令和 4 年度は、庁内において市長事務部局職員も含めた「調査書誤記載対策チーム」により再発防止等に取り組んだが、令和 5 年度においても市マニュアルの再改訂や研修内容等の検討にあたり、市長事務部局職員の意見も取り入れながら、実効性のある再発防止策に取り組む。

### ④調査書作成事務の重要性を持続させるための仕組みの構築

- 組織目標の設定や人事評価などの制度的な仕組みを実践する。
- 誤記載発生要因等を示す事例研修等の効果的な研修を継続して実践する。
- 「堺市調査書誤記載検証報告書」で示された誤記載発生時の公表について明確化する。

※“学校が校印を押印し、高等学校等の外部に提出した後に判明した誤り”について誤記載として公表

項目	公表の方法
評定	・合否に直結することから、直ちに個別報道提供を行う。
活動／行動の記録	・合否に影響することから、個別報道提供またはホームページによる公表を行う。
その他	・合否に影響がないことを前提として、ホームページにより公表する。